

チェルノブイリ支援カンパの取り組み

① チェルノブイリ原発事故の健康被害

1986年4月26日、旧ソビエト連邦のウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所で、レベル7の大きな事故が起きました。原発職員のための町プリピャチ市民4万5000人が翌日に避難し、その後周辺30km圏内の9万人が避難しました。3年後には、ウクライナ共和国やベラルーシ共和国の深刻な汚染状況が明らかになりました。1990年頃から小児甲状腺がんの発生が増え、ベラルーシ共和国のゴメリ州では、世界平気の100倍にまでのぼり、内分泌系や血液・造血系疾患といった慢性疾患や新生児の先天性疾患の発生率が共和国平均を上回ったといえます。

1991年、旧ソ連、ウクライナ、ベラルーシでは、「チェルノブイリ法」という被災者を支援する法律が制定されました。ウクライナでは、原則、生涯被ばく線量をどのような環境の下でも年間1ミリシーベルト以下に抑え、順次移住の原則が定められています。ベラルーシでは、年間1mSv以上シーベルト以上の汚染地の住民に対する長期補償、特に汚染地の子どもたちの年2回の甲状腺の検査、「国立子ども教育、健康増進センター（ズブリョノク）」での年1回の長期保養が続けられています。しかし、必要な支援が被災者の所に届いていない状況があり、海外のNPOやNGOによる支援に支えられています。

② チェルノブイリへの支援カンパ

生活クラブ北海道は、チェルノブイリ原発事故で被災した子供たちのために、1991年から支援カンパを組合員に呼びかけ支援団体へ寄付、2003年からはチェルノブイリ・福島医療基金へカンパを寄付しています。そして、2015年から福島原発事故の被災者の支援を行っています。

チェルノブイリ・福島医療基金は、ベラルーシでの医療支援として小児甲状腺がんの外科治療を行ってきました。一方で、国際医療支援の鍵は「人材育成」とし、現地の医師を日本に研修医として受け入れてきました。

③ 脱原発の取り組み

8000キロ離れた日本にも放射能の汚染がありました。生活クラブの共同購入品である三重県のわたらい茶（1986年収穫）から、生活クラブの自主基準値を上回る最大で22Bq/kgの放射能が検出され、供給を停止することを決めました。

生活クラブは、食の安心安全を重視しています。しかし、どんなに安心な食を求めても、原発事故が引き起こす放射能汚染の前には無力です。

「核と命は共存できない」「原発をゼロにしよう」毎年、4月26日を「チェルノブイリデー」として、市民集会・パレードを実施しています。

